

高松市スポーツ施設自動販売機管理運営業務仕様書

1 対象自動販売機

高松市仏生山町甲2654番地1 高松市立仏生山公園温水プール

高松市国分寺町新名2069番地1 高松市国分寺橋ノ丘総合運動公園B&G海洋センター

高松市高松町1347番地1 高松市立東部運動公園

アイスクリーム自動販売機 各1台 計3台

2 業務

高松市スポーツ施設内に設置する自動販売機について、設置事業者は、次の各号に掲げる条件により、その調達、管理運営業務の一切を行う。

(1) 自動販売機内の商品

ア アイスクリーム

イ 商品については多様なアイスクリームを幅広く取りそろえること

ウ 商品価格については、市場価格及び周辺の実勢価格と均衡のとれたものであること

エ 時節に応じた商品対応を行い、適時、商品の見直しを図ること

(2) 自動販売機の種類・外観等

ア 著しく外観を損なわないもの

イ 省エネルギータイプのもの

3 管理運営

設置事業者は、設置する自動販売機について、以下の各号に掲げる条件をすべて満たす管理運営を行うこと。

(1) 1週間に最低1回以上、商品の在庫状況を調査・確認し、常に売り切れ状態がないこと

(2) 1週間に最低1回以上、売上状況を調査・確認し、代金回収を行うとともに、常につり銭切れの状態がないこと

(3) 故障・苦情に対して、速やかに対応する体制をとること

(4) 自動販売機に空容器の回収容器を併設し、容器の回収に努めること

(5) 空容器は、全て分別し、リサイクルを行うこと

(6) 商品等の搬入・搬出時に利用者に迷惑にならないようにすること

4 施設使用料等の納付

設置事業者は、次に掲げる納付金を指定された時期までに支払わなければならない。

(1) 自動販売機設置使用料 高松市都市公園条例の規定により算出される額

(2) 電気使用料負担金 実費（設置事業者が自己負担でメーターを設置し、公益財団法人高松市スポーツ協会が算出する額）

(3) 販売手数料 設置事業者が提案する利率

※自動販売機1台毎の販売手数料に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

※見積利率は、売価毎によらず一律のものとする。

5 その他

上記に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協議の上、処理してください。